第二条の八　委員会は、法第三十七条の三第三項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その者の氏名を通知しなければならない。

（仲裁委員が欠けた場合の措置）

第二条の九　委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2　前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における法第三十七条の三第三項の規定による後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名に準用する。

（文書及び物件の提出）

第二条の十　仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の一方からの申出により、その相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる。

（あっせん及び仲裁の手続の非公開）

第二条の十一　委員会によるあっせん及び仲裁の手続は、公開しない。ただし、あっせん委員又は仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第二条の十二　委員会は、経済産業省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

（あっせん及び仲裁の申請手続）

第二条の十三　法第三十七条の二第一項の規定によるあっせんの申請及び法第三十七条の三第一項の規定による仲裁の申請に係る申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、経済産業省令で定める。

第九条ただし書中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条の表中第十五号を削り、第十四号の四を第十五号とし、同表第十六号中「権限」の下に「（法第百十四条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第百十四条第一項の政令で定める規定は、法第十九条第一項、同条第二項（法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項及び第十三項、第十九条の二第二項、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二項、第四項、第六項及び第十二項、第二十三条第一項（法第二十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項、同条第三項（法第二十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項から第四項まで、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三第二項から第五項まで、第二十四条の四第三項から第五項まで、第二十四条の五及び第二十四条の六（これらの規定を法第二十四条の七において準用する場合を含む。）、第三十四条並びに第三十四条の二の規定とする。

2　法第百十四条第二項に規定する権限は、次に掲げるものを除き、委員会が行うものとする。ただし、これらの権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第百六条第三項及び第百七条第二項の規定による権限（法第二十六条及び第二十七条の規定に関するもの、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関するもの並びに調査業務の運営に関するものに限る。）

二　法第百六条第五項及び第百七条第五項の規定による権限（法第二十八条の十四第一項、第二十八条の十五、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項から第三項まで及び第二十八条の五十一の規定に関するものを除く。）

第九条に次の一項を加える。

4　次の表の上欄に掲げる法第百十四条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、これらの権限については、委員会が自ら行うことを妨げない。

一　法第百五条の規定に基づく権限	供給区域又は電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
二　法第百六条第三項及び第百七条第二項の規定に基づく権限	供給区域、供給地点、供給する場所又は電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表経済産業省の項中「八、〇〇七人」を「八、〇二一人」に改め、同表合計の項中「二九六、二九五人」を「二九六、三〇九人」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一経済産業省の項中「経済産業局」を「電力取引監視等委員会に置かれる事務局　経済産業局」に改める。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表経済産業省の項中「八、〇六七人」を「八、〇八一人」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第五条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「十八人」を「十七人」に改める。

第百九条第一号中「こと」の下に「（電力取引監視等委員会の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百二十五条第二号中「こと（」の下に「電力取引監視等委員会及び」を加える。

附　則

この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三

電力取引監視等委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三